

令和元年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆22番（真船和子君） このたびの台風第15号は、首都圏を直撃し、多くの被害をもたらした。そしてまだなお、この復旧のめどが立たない現状でございます。被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、被災されました方々が日常生活に戻れますよう、心よりお祈り申し上げます。

それでは、議長の御指示に従い、公明党を代表し一般質問いたします。

今般の児童福祉法等改正において、市区町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化されました。

また、市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所、在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行うことが現在求められております。より広い形での児童福祉の連携が重要となっております。

社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての不安や負担、そして孤立感が高まっております。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶ちません。子どもの命を守る、子どもの安全を守る社会を構築することが喫緊の課題であります。

そこで、初めに、次期「子ども・子育て支援事業計画」の方向性について伺いいたします。

次に、教育行政について4点質問いたします。

1点目に、通学路の安全対策について、2点目、登下校見守りシステム導入について、3点目、本市のいじめ、不登校の対応について、4点目、総合教育センターの老朽化の対応について伺いいたします。

最後に、災害時の応援協定について。

災害時における移動型コンテナホテルの有効性について伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長（宮本泰介君） それでは、真船和子議員の一般質問にお答えしてまいります。

大きな2番目の教育行政についての御質問は、教育長が答弁をいたします。

私から、大きな1点目、子育て支援の充実について、次期「子ども・子育て支援事業計画」の方向性についてお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく実施計画であり、本市におきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等を包含した、子ども・子育て支援に係る総合的な計画としております。

本年度は現行計画の最終年度であることから、現在、次期計画の策定に着手しているところであります。計画の策定に当たりましては、第2期計画策定に向けた本市の現状から見えた課題抽出と、計画策定に当たっての国や県の動向と展望への理解が重要だと考えます。

まず、本市の現状、課題といたしましては、平成29年10月に実施した子どもの生活に関する実態調査及び本年3月に実施した子育て支援に関するニーズ調査の結果も含め、さまざまな課題が見えてまいりました。

主なものとしては、保育及び放課後児童会の待機児童、在宅家庭も含めた預け育てやすい環境の整備、放課後の子どもの居場所や学習支援、ひとり親や困窮家庭への支援、虐待防止への対策、必要な情報が必要とする人に届く仕組みづくり、個々の状況に応じた発達支援などであります。

一方で、計画策定に当たって国が示した基本指針では、子育て安心プランや新・放課後子ども総合プランに基づき、保育及び放課後児童会の待機児童解消の実現を目指すこととしております。

これに加えまして、全国的な課題を背景に改正された虐待防止法、貧困対策推進法並びに児童福祉法の内容は、本市の課題と合致しており、対応策について計画に位置づけていく必要があります。

今後は、これらさまざまな要素や課題への対応策について、子ども・子育て会議を初め、市民の皆様の御意見を伺いながら定め、「子どもの健やかな成長をみんなのやさしさで支えるまち 習志野」を実現する計画として今年度中に策定してまいります。

大きな2番目の教育行政については、教育長が答弁いたします。

私からの最後、大きな3番目、災害時の応援協定について、災害時における移動型コンテナホテルの有効性についてお答えいたします。

移動型コンテナホテルでございますが、車輪つきのコンテナの1台が1つの客室になっており、牽引式による移動が可能で、配管の取り付け工事を行うことで電気やガス、水道や下水道も利用することができるというものであります。そのため、災害時において避難者の避難生活が長期化した際の応急仮設住宅等にかわる施設として活用が期待されております。

今後は、既に移動型コンテナホテルを取り扱う民間企業と貸し渡しに関する協定を締結している自治体について調査いたしまして、本市においても協定の締結について検討してまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長（小熊隆君） はい。それでは、真船議員からの一般質問、大きな2点目、教育行政について、（1）本市のいじめ、不登校の対応についてお答えをいたします。

初めに、いじめの対応では、本市では、いじめ防止基本方針にのっとり、未然防止、早期発見のため取り組んでいるところです。そのために市内共通のいじめアンケートを年3回実施しております。無記名式と記名式の両方を行い、記名式のアンケートにおきましては、原則家庭に持ち帰り、保護者に確認をとってから提出するなど、家庭との連携を重視しております。

いじめが起きたときには、学校では、いじめの防止等の対策のための組織を立ち上げ、情報を共有し、具体的な方策を立案するなど、組織で対応しております。

今後もしじめの根絶に向けて、学校と家庭と教育委員会等関係機関が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期解消、継続観察に取り組んでまいります。

次に、不登校の対応では、日常の児童・生徒の変化や生活ノートを活用し子どもの心を聞き、子ども理解を心がけることや、今年度より実施している心のアンケート実施後の教育相談を行うことにより、さらに児童・生徒理解を深める取り組みを全学校で行っております。

また、さまざまな悩みに対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員、適応指導教室等を活用するとともに、総合教育センターの相談等、関係機関との連携のもと、不登校児童・生徒の心に寄り添う取り組みをしております。

学校では、わかる授業を行い、児童・生徒に達成感を味わわせ、学ぶ意欲を育み、進んで登校したいと考えるような学校づくりを進めております。引き続き、学校と家庭と教育委員会が連携して、不登校児童・生徒の解消に努めてまいります。

次に、（２）通学路の安全対策についてお答えをいたします。

教育委員会では、通学路における危険箇所の共通理解及び通学路の安全を確保するため、通学路安全対策協議会を設置しております。同協議会は、警察、保護者代表、各学校教頭、街路整備課、防犯安全課、教育委員会で組織し、年３回開催しております。

今年度は第１回の協議会を５月１５日に開催し、昨年度の対策内容や合同点検の要点について確認をいたしました。第２回は６月２７日から７月３日にかけて、通学路の点検を学校ごとに実施いたしました。点検時には危険箇所を目視し、現地にて安全対策を協議し、関係各課に対策を要望しているところであります。第３回は、１１月に点検のまとめと改善状況の確認を行う予定であります。また、交通安全につきましては、本市小中学校長会とも危険箇所の確認等、連携を図っております。

教育委員会といたしましては、今後も学校や関係各課とともに交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、（３）登下校の見守りシステムについてお答えをいたします。

市川市が導入している登下校見守りシステムは、児童がランドセルにつけたＩＣタグで登下校の時刻を記録するものと認識しております。今後、市川市での導入効果等、情報収集を行い、導入につきましては研究し、検討してまいります。

次に、（４）総合教育センター老朽化の対応についてお答えをいたします。

習志野市総合教育センターは昭和５０年３月に建設され、築４４年を迎えております。施設設備等は老朽化が進んでおり、雨漏りや空調設備の故障などもありますが、その都度修繕等で対応しているところであります。

総合教育センターは、教職員の資質向上を図るための研修や情報教育の推進及びいじめ、不登校、虐待の未然防止、解消を目指しております。現在、来所相談や電話相談の件数は年々増加傾向にあり、相談内容は、学校生活における人間関係や部活動での問題、不登校、しつけなど多様・複雑化しております。

これらのさまざまな悩みを抱える児童・生徒や保護者との信頼関係を築きながら、きめ細かく丁寧な対応、関係機関との橋渡しをすることは、相談事業を抱える総合教育センターの重要な役割の一つであります。

また、不登校児童・生徒の学校以外の学びの場として、適応指導教室フレンドあいあいを設置し、登校復帰に向けて人間関係を学んだり、学習や運動などの教育活動に取り組んだりするなど、なくてはならない施設となっております。

今後の施設更新につきましては、現在、関係部局と協議を進めているところであります。

以上、私からの1回目の答弁といたします。

◆22番（真船和子君） はい。市長、教育長、御答弁大変にありがとうございました。それでは、順を追って再質問させていただきます。

今回の次期子ども・子育て支援事業計画、これは今、策定中でございます、議論がされているところでございます。過日行われました、この事業計画の子育て会議もちょっと傍聴をさせていただいたところでございますけれども、今回は、まず具体的な内容ということよりも、この事業計画の中にどういう形を位置づけていくのか、これが習志野市の子ども・子育て支援の重要な鍵となる部分がございますので、その方向性について、本日は確認をさせていただきたいと思っております。

先ほど市長より御答弁ございました、生活に関する実態調査、そして子育て支援に関するニーズ調査を行い、その結果からさまざまな課題が見えてきたとの御答弁でございました。この課題につきましては、正直言います、今、本当にこども部の皆様は、あらゆる法律が改正され、いろいろな仕組みが変わってくる中で、非常に重要なといいますか、大変な時期を迎えているものと私自身は察しております。職員の皆様も大変な御苦勞をされているという思いもございますけれども、習志野市でなければ、この子育てができないんだという職員の皆様のお一人お一人の、その思いをこの事業計画に込めていただきたい、そういう思いから発言させていただいております。

では、初めに、保育ですが、保育の待機児童について、課題の分析と対応策についてお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。保育の待機児童に関する課題の分析と対応策についてお答えをいたします。

現在の子ども・子育て支援事業計画におきましては、保育需要の増大に対応するため、平成27年度から令和元年度までの4年間で、小規模保育事業所も含めまして17施設の誘致を実施し、約1,200名の定員を拡大してまいりました。

しかしながら、平成31年4月1日現在の待機児童数は89名と、解消には至っておりません。特に1歳児が89名中87名、中学校区別では第一中学校区、第五中学校区合計で全体の8割を占め、年齢と地域による偏在が明らかになりました。

一方、子育て支援に関するニーズ調査の結果といたしましては、就学前児童を抱える子育て世帯の就労状況は、フルタイムの共働き世帯が37.9%で、平成24年度に実施いたしました前回調査の23.4%に比べ14.5ポイント増加しております。このうち、居住している中学校区別の就労状況では、フルタイムの共働き世帯が市全体で37.9%なのに対し、第一中学校区で50.1%、第五中学校区で39.9%と平均を上回る数値となっており、現在の待機児童の状況と同様の結果となりました。

また、就学前児童数は、平成29年4月1日時点の9,400人まで増加したものの、平成30年は9,160人、平成31年は8,954人と減少に転じておりました。人口推計によると、次期計画期間中はさらに減少することを見込んでおります。

このような状況から、幼児教育・保育の無償化に伴う保育ニーズの増加も加味した上で、就学前児童数は減少するものの、保育を希望する保育需要はさらに増加することを見込んでおります。これらを踏まえまして、偏在需要に対応するため、地域別、年齢別の保育必要量も算出した中で、必要量に応じた具体的な確保策を検討し、定めてまいります。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。明確に今示されたものと思っております。そこに踏まえて、しっかり確保策に対応していただくことを要望し、今後の議論にしていきたいと思います。一つの方向性が見えました。

次にですが、これはよく議会でも出ますけれども、この預け育てやすい環境の整備といたしまして、特に一時保育の充実を求める声が多くあります。このニーズ調査の中でも、一時保育が預けやすいように、そして、もっともっと予約がとりやすいような形にしてほしいという御意見もたくさん出ておりました。この件については、どのような課題の分析と対応策を行ったのか、お伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。一時保育の受け皿に関する課題の分析と対応策についてお答えいたします。

一時保育につきましては、市立こども園の整備や民間認可保育所の誘致などに合わせまして、平成26年度以降、5施設で一時保育を開設するなど、実施施設の拡大に取り組んでおります。その結果、平成30年度における利用の実績は、市立・私立合わせまして10施設で、年間延べ1万4,776名の方が利用されております。

しかしながら、受け入れ可能人数を超えた申し込みがあり、キャンセル待ちとして登録した方が、市立5施設で延べ3,983名で、そのうち1,779名がその後に利用できたものの、多くの方が利用できない状況でございます。こうした状況でございますので、施設が不足しているということをご認識をしております。

また、子育て支援に関するニーズ調査の結果といたしましては、一時保育のほか、幼稚園等での預かり保育やファミリー・サポート・センターなども含めた不定期事業については、57.7%の人が利用を希望しており、平成24年度に実施した前回調査の50.1%に比べ7.6ポイント増加しております。

また、一時保育につきましては、予約ができないことに対しても多数の御意見をいただいております。

これらを踏まえまして、在宅家庭の保護者も含めた預け育てやすい環境の整備といたしまして、実施施設の拡大や実施事業の充実、予約方法の見直しなどに着手してまいりたいと考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

続きましては、放課後の子どもの居場所、これは6月議会でもお話をさせていただきました。国としては、この計画の中にしっかり子ども総合プランを位置づけていくということが

明記されておりますけれども、本市でのこの放課後児童会の待機児童の課題と分析、そして対応策についてお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。放課後児童会の待機児童の課題と分析、対応策についてお答えいたします。

現在の子ども・子育て支援事業計画におきましては、児童会の入会需要に応えるため、平成27年度から令和元年度までの4年間で6児童会増設し、約1,700名の児童を受け入れる体制をつくってまいりました。しかしながら、令和元年5月1日時点で89名の上学年の待機児童が発生しており、昨年度に比べ、待機児童数が31名増加している状況でございます。

一方、子育て支援に関するニーズ調査では、小学校下学年のとき、放課後児童会で過ごさせたいと回答した就学前児童の家庭においては52.0％となっており、平成24年度に実施した前回調査の43.8％に比べ8.2ポイント増加しております。同様に、小学校上学年のとき、放課後児童会で過ごさせたいと回答した就学前児童を持つ家庭では35.0％となっており、前回調査の31.8％に比べ3.2ポイント増加しております。

なお、小学生のいる家庭になりますと、下学年のときは放課後児童会で過ごさせたいという回答が19.8％となり、上学年のときも放課後児童会で過ごさせたいという回答は9.0％と、年齢が上がるに従い、児童会への入会希望が減少する一方、何年生まで放課後児童会を利用したいかという御質問に対しては、6年生まで利用したいという回答が34.5％と、最も高い結果でございました。

これらのことから、次の3点を課題として分析しているところです。1点目は、今後もより一層小学校下学年の入会率が高まること、2点目は、上学年になるに従い、入会希望は減少に転じると予想されるものの、1年生から6年生までの幅広い児童に対応する育成支援の必要があること、3点目は、夏休みの限定利用や上学年の利用変化などに柔軟に対応できる支援の必要性であります。

今後は、これらの課題を解決するために、適正な需要量を見込み、引き続き児童会施設の増設並びに職員確保のための民間委託について検討するとともに、柔軟な受け入れを可能とする放課後子ども教室との連携について関係部局との協議を進めてまいります。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

では、続きまして、放課後子ども教室でございますが、これについてはどのような分析と対応策について考えていただけるのか、お伺いいたします。

◎生涯学習部長（齊藤勝雄君） はい。それでは、放課後子ども教室を担当しております私どものほうからお答えをさせていただきます。

放課後子ども教室は、子どもが放課後の時間を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができる居場所づくりのための事業であります。

教育委員会といたしましても、放課後等におけます子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備を目標といたしまして、現在策定を進めております次期教育振興基本計画に位置づけるとともに、さらに、放課後児童会と連携することを前提に、子ども・子育て支援事業計画

へ位置づけるための準備を進めております。その中で、実施場所の確保や、放課後児童会とどのように連携し、運営をしていくのかといった課題がございます。

そこで、今後は、先進市の実施手法等を参考にするなど、こども部ともしっかりと連携をいたしまして、その課題の解決に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

◆22番(真船和子君) ありがとうございます。部長、御答弁ありがとうございます。早口で申しわけないんですけども、この子ども教室につきましては、今、部長は、教育振興基本計画に位置づけるとともに、またこども部と連携をしながら、また子ども・子育て支援事業計画へ位置づけるための準備を進めていると。じゃ、具体的に何を、どんな課題を分析して、調査をして、こういう形で位置づけるんだと、その精査が、申しわけございませんけど全く見られない御答弁だと思っております。やはりここをしっかりと検証しなければ位置づける意味がありません。ここはしっかりと受けとめていただきたいと思っております。

次にですが、次は、先ほどもお話をしましたけれども、市長からも御答弁ございましたが、やっぱり支援を必要とする子どもがやはり依然今多いという中で、地域によっては取り組みの格差も大きいという中で、この支援策が支援を必要としている家庭に届きにくいといった課題が、今現状としてございます。こういうことで、今回子どもの貧困対策推進法が改正をされまして、今後、市町村には、この貧困対策計画の策定が努力義務とされております。

そこで本市は、このひとり親家庭も含めた貧困対策についての課題の分析、そして対応策、そして、これは次期計画にどのように位置づけられていられるのか、お伺いいたします。

◎こども部長(小澤由香君) はい。子どもの貧困対策に関する課題の分析と対応策についてお答えいたします。

子どもの生活に関する実態調査では、国が算出したしました貧困線における可処分所得額の1.5倍未満の世帯について分析をしたところでございます。調査対象とした小学5年生、中学2年生のうち、11.8%の世帯が経済的困難を抱えている可能性があり、支援が必要な状況となっております。

さらに、ひとり親の現状といたしましては、児童扶養手当の受給資格者数は、平成26年度末の899人に比べ、平成30年度末は769名と減少しているものの、ひとり親世帯の47.6%が経済的困難を抱えている可能性がある世帯でございます。このような生活困窮世帯に対しましては、これまで、生活と仕事の総合相談窓口であるらいふあっぷ習志野におきまして生活や就労に関する相談支援を行うとともに、家庭の経済的な事情により、学習塾に通えない中学生、高校生への無料の個別学習支援を実施しております。

また、ひとり親世帯に対しましては、経済的支援とともに、経済的な自立につながる就労支援が重要であると認識して、これまでも実施してまいりました。今後も、ひとり親家庭自立支援員や、その他の職員において、就労や子育ての悩み、経済的な問題も含め生活全般にわたる相談機能について十分な周知を図るとともに、個別対応を丁寧に行ってまいります。

次期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりましては、ひとり親家庭に対する支援も含め、子どもの居場所づくりや学習支援、子ども食堂の拡大など、具体的な対応策について検討を図り、支援の充実を図ってまいります。先ほどの貧困対策計画につきましては、国の定めで努力義務となりますけれども、この要素について、今回の子ども・子育て支援事業計

画の中にできるだけ盛り込んで統合してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

◆22番(真船和子君) はい。ありがとうございます。やはり負の貧困を生まないためにも、しっかり早い段階で、この貧困対策を推進していくことが望まれると思いますので、一層の努力をお願い申し上げます。

最後になりますけれども、先ほども言いましたが、児童虐待によって命を奪われるということの、本当に痛ましい、許しがたい事件が多数発生しております。そのことにつきまして、本市での児童虐待防止の課題分析と、その対応策についてお伺いいたします。

◎こども部長(小澤由香君) はい。児童虐待防止の課題分析と、その対応策についてお答えいたします。

まず初めに、児童虐待の本市の現状について申し上げますと、本市の過去3年間の児童虐待相談対応件数は、平成28年度が310件、平成29年度は406件、平成30年度が506件と、年々約100件ずつ増加している状況でございます。

本市では、これまで次の3点を重点とし、虐待防止に取り組んでまいりました。

1点目は、発生の未然防止であり、母子保健と子育て支援相談室が連携し、妊娠中から、その家庭におけるリスクを把握し、定期的な訪問を行い、支援をしてまいりました。

2点目は、早期発見と的確な対応であり、早期発見を図るため、各学校、保育所等、所属機関等の丁寧な情報共有、連携強化を図っております。さらに、虐待等の情報を一元的に管理する要保護児童対策地域協議会を、本市では、ならしのこどもを守る地域ネットワークとして設置し、各関係機関において役割分担と連携を図り、適切な対応につなげているところでございます。

3点目は再発の防止であり、通所及び在宅支援を中心とした相談対応や必要な調査を行い、切れ目のない支援につなげているところでございます。

このような取り組みの一方で、児童虐待が増加し続け、かつ、その内容も重篤化している現状についての課題は、大きく次の3点であると分析しております。1点目は、児童虐待の発生予防と未然防止の強化を図ること、2点目は、さらなる関係機関との情報共有の徹底と連携強化を図ること、3点目は、支援体制と専門性の強化であります。

特に3点目は、昨今の全国的な痛ましい虐待事案に児童福祉法が改正されまして、市町村子ども家庭総合支援拠点を2022年までに市に設置を義務化しているところでございます。効果的な取り組みが実施できる、こうした仕組みについて、本市としても検討を進め、取り組んでまいりたいと考えております。

児童虐待防止に向けた課題への対応を、計画策定に当たっては重点課題と位置づけまして、実効性のある取り組みとしてまいりたいと考えております。以上です。

◆22番(真船和子君) はい。部長、ありがとうございました。重要な方向性について今答えていただきました。これを計画の中だけに済ませることなく、本当に実現性がある、そして、習志野の子育てに寄与していただくことを要望して、こども部の質問を終わります。

次に教育委員会のほうでございしますが、いじめ、不登校の問題について質問させていただきます。

実は、いじめの相談については、私も過去からたくさん相談を受けていることですが、この8月3日、読売新聞の記事をもとに、きょうは質問させていただきます。

この2013年成立のいじめ防止対策推進法は、この対策ができる2年前の2011年、大津市で中学2年の男子生徒が自殺し、その際の学校と教育委員会の対応が不適切だったことをきっかけに制定されたものでございます。そして、現在、その状況はよくなっているのかということをお聞きする記事でございました。しかしながら、このいじめということをお聞きに、まだまだ多数の命が、とうとう命が奪われていくという事件が後を絶たないことも現状でございます。

この記事の中に、実は弁護士の方が言われているんですが、そもそもですが、中には学校や教育委員会が法律を都合よく解釈を変えるケースがあるという内容が載っていました。そして、もう一つは対応の部分ですが、相手に非があるなど、要するに、いじめられている子が最初に何かをお聞きにいじめられる因をつくったとき、理由があればいじめてもいいと思っている子どもたちがいるということも書かれて、そして、教師が注意しなければならないのに、「いじめられるほうも悪い」、「この程度のいじめならいい」などと何もしないこともあると、こういうことが記事になるということは、こういうことが現実には起きているということだと認識をいたしました。正直言いましたら、相談に来る方々も、ここをいつも言われております。

最初の対応、これがどういう対応になるのかで大きく方向性が変わってまいります。この初期対応が十分されているのか心配なところでございますが、そこで質問をしたいと思えます。今、新聞記事を読みましたように、この本市において先生方の不適切な法解釈があるかどうか、お尋ねいたします。

◎**学校教育部長（櫻井健之君）** はい。今ほどの御質問にお答えをさせていただきます。

習志野市の教員がそういうことがあるかということですが、まず私どもにおきましては、このいじめ問題、これですけれども、本年の7月に開催いたしました習志野市いじめ問題対策委員会、これにおきまして、まずいじめの定義、そして対処方法、これについて児童・生徒に繰り返し教えることが必要であるとの御意見をいただいたところでございます。

このことを教職員が児童・生徒に教えるためには、教職員も正しく内容を理解していることが必要であります。そのことから、教育委員会といたしましては、児童・生徒が、保護者がいじめを訴えてきたときの受けとめ方などを含めまして、教職員の見識を深めることが必要であるということをお聞きしておりますことから、各学校へ引き続きこれを指導してまいりたいと、このように考えております。

◆**22番（真船和子君）** はい。ありがとうございます。

子どもたちのことですから、さまざまなものがあると思いますが、その中で、先ほどありましたように、相手に非があるなど、理由があればいじめてもいいと思っている子どもたちもいるという中で、この部分におきまして、加害、被害にかかわらず、人間関係を築くために学校現場ではどのように指導を行っているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。学校ではどのような指導をしているかということについてお答えをさせていただきます。

まず、学校では、発達段階に応じまして、さまざまな方法で人間関係の構築を図っているところがございます。

まず小学校下学年でございますけれども、遊びを通して友達とかかわり、ルールを守ることなどを教えております。上学年では、委員会活動等を通して、集団における役割の自覚、そして責任感について考えさせるとともに、異年齢集団の交流活動で相手を思いやる気持ちなどを育てております。

中学校では、生徒会活動等を通して、自主的・実践的な態度を育てることとともに、自己を見詰め、そして自己や集団の向上を図る気持ちを育てております。また、道徳科の授業をかなめといたしまして、思いやり、そして寛容の心、人間相互の理解などについて学習をしています。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。今、部長が答えられたことは忘れないようにしていただきたいと思えます。

この記事には、最後に、やはり子どもたちの命と尊厳を守るための法律なんだということ、私たち大人も、全ての人々が考えていく必要があると思えます。全てが学校長の責任という部分も言われてきている中でございますけれども、やはりこれは学校長の責務と、そして組織の対応を十分に検証していくことが、このいじめ問題を少しでも未然に防止できることだと考えておりますので、その点は十分踏まえていただきたいと思えます。

保護者によっては、「この防止基本法があるけれども、これが全く役に立っていないよ」という声もいただきます。「相談するけれども、これがこのとおりに全くなっていない」、こういうことも言われてくる保護者もいます。どうか早期対応、これを組み込んで、絶対いけないということを改めて学校現場でも認識をして対応していただくことを要望させていただきます。

次にですが、これは清水晴一議員からも以前要望しております。子どもたちが学校現場で相談しづらい、先生に相談しづらい場合のSNSの相談窓口の相談事業がある。これを要望してきましたけれども、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、SNS等を活用した相談窓口の進捗状況ということでお答えをさせていただきます。

まず、これにつきましては、私ども、平成29年導入の柏市、そして平成30年導入の千葉市、そしてことしになって導入いたしました市川市の費用対効果等を含めた状況を調査いたしまして、本市においても導入の可否について研究をさらに進めているという現状でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。費用対効果、これも大切な部分でございますけれども、ソフト面につきましては、やはり子どもの命を守ろうと、少しでも謙虚に受けとめながらやっていただくこと、また、この導入ができますことを要望したいと思います。

次に、不登校についてでございますけれども、先ほど教育長からも答弁をいただきました。現在文科省のほうで、この不登校児童生徒理解・支援シートが活用されていると伺いました。本市の状況についてお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、支援シートについてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、平成28年9月に文部科学省より、不登校児童・生徒に対して個別の支援シートを作成することが望ましいと、このような通知がございました。本市におきましては、児童・生徒が1学期において15日以上、2学期以降は30日以上欠席をした場合、学校で個別の支援シートを作成するように勧めております。また、3日連続して欠席した場合、担任は家庭訪問をして状況確認をしております。そして、ケースによっては15日や30日に達する前から、必要性に応じまして作成するようにしております。そして、このシートでございますけれども、児童・生徒の実態に応じた対応に活用しているところでございます。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

このシートの重要なところは継続支援なんですね。学年が変わる、学校が変わる、高校へ行く。でも、このシートを活用することができて、そして不登校であった子どもが社会の中で自立していくための活用のシートであります。記入するだけがシートではないということをお理解いただき、このシートの活用性をしっかり受けとめてやっていただきたい。一人でも、不登校の子どもが、この次のひきこもりにならない、社会的に自立できる学習支援も含めて支援をお願いしたいと思います。

以上で、いじめ、不登校の質問を終わらせていただきます。

次に、通学路の安全対策についてお伺いをいたします。

安全対策協議会において、これは今行われている部分でございました。私は、平成24年6月定例会におきまして、この安全対策協議会の設置を公明党としても求めてきました。そして、ソフト面での学校での安全教育、これも求めてきたところでございます。この実施から6年が経過しておりまして、本当に中を見せていただきました多くの箇所が安全が確保されてきているということを確認させていただきましたので、私からは、ここで再質問ではなくて要望をさせていただきたいと思っております。

1つは、先日、うちの布施孝一議員が要望してきております危険な通学路交差点、これは今、当局に確認をさせていただきましたら、調査をしているところだということでございます。12月ごろにはきちっとした調査実態が出てくるものと思っておりますので、それに対し早期対応していただくことを、まず1点要望です。

それから、袖ヶ浦の地域でこのたびゾーン30が適用されましたけれども、このゾーン30内の部分も、警察などと連携しながら、スピードの取り締まりをやっていただきたい。そして、通学路内でも、ゾーン30になっていないところでの取り締まり強化も連携として求めていくことを要望します。

そしてもう一点ですが、実は昨年8月に、小学5年生の児童が、横断歩道をふさいだバスの後ろから道路を渡ろうとして、車にひかれて亡くなる痛ましい事故がございました。こ

れを受け、今国交省といたしましてはバス会社に、横断歩道とバス停が近くに位置し、横断歩道をふさいでしまうような箇所があるかどうか、今実態調査を進めているところでございますが、どうかこの安全対策協議会においても、本市においてもこういうところがないかどうか確認をしていただくことを要望させていただきたいと思っております。交通安全については、こちらを要望させていただきたいと思っております。

これは安全対策協議会でも今やっておりますけれども、今一番重要な部分では、日ごろより児童・生徒の登下校の見守り、これにつきましては、地域のボランティアの皆様が、また自治会の皆様、そして保護者の皆様、この見守り活動を雨の日も風の日も本当に一生懸命やっております。通学時の安全に大きく貢献していただいておりますことには私も敬意を表したいと思っております。本当にありがとうございます。

そこで、次に、防犯点からの通学の見守りについて質問をさせていただきます。

今回文科省で、この登下校中の児童・生徒の安全確保の取り組みといたしまして登下校防犯プランが示されておりました、実はこの中に、「学校から距離のある自宅周辺で子供が1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じている」と言われておりますが、本市ではどのように見守り空白地帯を把握されているのか、また対策をとられているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは御質問にお答えをさせていただきます。

まず、その空白地帯、1人になるということでございますけれども、まず登下校の安全対策といたしましては、まず、同じ方向の児童・生徒が複数で下校するなどの安全指導に加えまして、先ほど真船議員からも御紹介がございましたように、PTAや地域の方々に見守りの御協力をいただいているところでございます。

そして把握についてでございますけれども、通学路安全対策協議会、これにおきまして、合同点検の際に危険だと思われる箇所、この際に危険箇所についての把握に努めているところでございます。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

では、対策協議会におきまして、防犯面の不審者対応、危険箇所の確認、対策についてお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。不審者対応等についてお答えをさせていただきます。

まず今年度の点検でございますけれども、まず交通安全面について59カ所、そして防犯面について37カ所行っております。その中で、児童・生徒に対して注意喚起の方法の確認、そして防犯灯、そしてまた防犯カメラの設置、そしてパトロール強化など、このような必要性を確認しております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

今、防犯カメラの必要性を確認しているという御答弁をいただきましたけれども、この防犯カメラの設置について、ちょっと防犯安全課のほうからも確認をさせていただきましたが、まちづくり会議からも、この防犯カメラの設置については地域における要望が出ているところでございます。

この防犯カメラの設置、今までですと、ひたたくり重点区と指定された地区の部分が防犯カメラ設置という基準があったようで、地域から出ている要望はみんな対応不可になっているのが現状でした。しかし今後は、この文科省からの指示がありますように、通学路でも危険箇所がある、防犯カメラが必要と感じたところは設置を推進するようにといいことでございましたので、ここについてはしっかり対応していただきたい。要望させていただきます。

それから、もう一点ですが、保護者からもたくさん要望をいただくんですけども、教育関係施設に防犯カメラの設置、これは現状どのようになっているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。教育施設、これには学校敷地内ということで、防犯カメラの設置の状況についてお答えをさせていただきます。

まず学校敷地内でございますけども、現在防犯カメラは、市内小中学校23校のうち8校に18台設置をしております。この理由でございますけども、職員室、事務室、校長室等の管理諸室から正門が離れておりまして、教職員の目が届きづらい学校に対して設置をしているところでございます。

今後におきましては、児童・生徒の安全確保、そして防犯の観点をもって学校と協議を行いつつ、必要な学校について設置に努めていきたいと、このように考えております。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。保護者から、不審者対応ということで、学校敷地内にも防犯カメラを設置してほしいという要望をいただいているところでございます。

では、先ほど3点目の、この登下校見守りシステムの導入について教育長からも御答弁をいただいたところでございますが、これは要望とさせていただきますけれども、この登下校見守りシステムは、今多くの自治体で導入が推進されてきております。ただし千葉県内では、市川市が、この夏休み明けから全小学校で導入してきたところでございますが、これは防犯カメラも設置ができるということで、24時間録画ができ、子どもたちが誰と一緒に帰ったかということが職員室でも即座に確認ができたり、また、子どもたちがICタグをつけることによって、何時に学校を出たかということもしっかり保護者に伝わる、こういう見守りシステムでございますので、ぜひ導入を推進していただくことを要望したいと思います。これは先ほど費用対効果ということもございましたが、これは費用がほとんどかからないものでございますので、ぜひ研究をしていただきたいと思っております。

以上で、通学路の安全対策について終わらせていただきます。

次に、総合教育センターの老朽化の対応でございます。

先ほど教育長からは、この総合教育センターは、もう築44年を迎えていますということでございました。老朽化が深刻になってきている現状でございます。当初のこの計画ですと、総合教育センターは、公共施設再生計画の第3期の計画として位置づけられております。この第3期といいますと、来年から第2期が開始され、その次でございますけれども、本当にこの総合教育センターを維持していけるのかどうかという心配もございます。第2期に計画を位置づけていく必要もあるかと思っておりますけれども、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、総合教育センターについての私どもの考えをお答えさせていただきたいと思えます。

まず施設更新についてでございますけれども、総合教育センターの所管いたします研修、情報教育、教育相談等の機能を維持するために必要な施設の規模、そして設備等、そしてまた、今後におきまして必要とされる機能等を現在精査しているところでございます。

整備方法、そして時期等についてでございますけれども、これにつきましては詳細なことが決まっておりますけれども、現在、市長事務局と協議を行っているところでございます。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。まずは学校施設の再生計画が最優先されるものと認識しております。

この総合教育センターは、東習志野文教地区の位置づけでありまして、小学校、中学校、そしてこの総合教育センター、こども園、東部体育館、そしてプラネタと、全部文教施設が位置して立地しているところでございますので、全てのものを勘案しながら機能をどこまで維持していくのか、そして複合施設としていかれるのか、実は、もうこれ、議論が始まっていなければいけないものだと思います。総合教育センターのことだけではなくて、正直言いましたら小学校の統廃合であったり、中学校のことであったり、また東習志野コミュニティセンターの機能の維持、さまざまなものが入ってまいりますので、これは明確に、もう教育委員会としてしっかり、こういう総合教育センターにしていくんだというものを位置づけていけるように対応していただきたいことを要望させていただきます。ありがとうございました。

最後ですが、災害時の応援協定でございますが、こちらも要望とさせていただきます。

先ほど市長より前向きな御答弁をいただきましたと思っております。現在、移動式の宿泊施設として貸し渡しの協定を結んでいるところは、市川市が締結をしております。この移動型コンテナホテルは、トイレ、または非常用の電源をとるための専用コンテナなどが準備されているものと伺っております。災害時の対応でも期待ができるものと思っておりますので、ぜひ調査・研究をしていただきまして、災害時の協定となるように努力していただきますことを要望とさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。